

4 手や足に障害のある人

(1) 避難所で困ること

- 足に障害のある人は移動に困難を要し時間がかかる場合がある。
- 車いす利用者などは床面に座ることが難しい場合がある。
- 和式トイレの利用が非常に難しい場合がある。
- 脊髄を損傷している人は、感覚がないうえに体温調節が難しい場合がある。
- 手に障害のある人は、一人で服を着たり食事することが難しい場合がある。

(2) 必要なもの・体制

- ・【車いす】 ※ノーパンクタイヤが望ましく、メンテナンスキットも必要
- ・【杖】・【簡易トイレ（洋式）】・【紙おむつ】・【おしりふき】・【ストロー】
- ・【食事器具（スプーン）】
- ・【飲み込みが難しい人へやわらかいレトルト食品】・【簡易ベッド】
- ・【マットレス】 ⇒ 床ずれの人への対応
- ・【ヘルパー派遣事務所との連携】
- ・【ベッドコーナー・介助犬コーナー】 ⇒ 福祉避難コーナーで対応

(3) 災害直後の対応方法・考え方

- 環境の整備（ハード）
 - ・ 車いす利用者がある場合、簡易ベッドを活用。簡易ベッドがない場合、ビール箱の上にマットを敷くなど工夫してベッドをつくる。
 - ・ おむつ交換などはパーティションで区切りベッドコーナー（福祉避難コーナー）の一画を活用
- 対応方法（ソフト）
 - ・ 移動に困難がある人へのスペースは、居住スペースの通路側に確保し、移動距離を短くする。
 - ・ 和式トイレしかない場合は簡易トイレ（洋式）を活用。ダンボールや間仕切り資材を活用し、車いす利用者も使える場所へ配置する。
 - ・ 車いす利用者の乗り移りなどは、必ず車いすのブレーキをかけて行う。
 - ・ トイレなどの介助は、未経験者や力が十分でない人が行くと事故につながる恐れがあるため、家族や経験者の協力を得て、絶対に無理はしない。

(4) 必要な専門員（避難生活が長期化する場合）

- ・ ホームヘルパー ・ 介護福祉士 ・ 介護支援専門員
- ・ 社会福祉士 など

☆ 少し気遣って・・・

- ・ 車いす利用者が通路を移動された時、通路に荷物があれば横に避けたり、坂道や段差があれば一声かけて支援をするなど、スムーズに移動ができるようサポートする。
- ・ 車いす利用者の目線の高さに危険なものがあると、思わぬけがにつながるため注意する。
- ・ 車いす利用者など目線の高さが違う人へは、できるだけ目線を合わせて接することを心がける。
- ・ 長時間ベッドで過ごす人には、床ずれに注意し定期的に体位を変える。
- ・ スロープがあっても傾斜が急な場合、転倒する危険があるので注意する。